

# 利益相反管理方針

中原証券株式会社

## 1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、中原証券株式会社（以下「当社」といいます。）においても、お客様の利益が不当に害される事のないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当社は、金融商品取引法上の有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者として、同法に基づく利益相反管理体制の整備において求められる「利益相反管理方針」（以下「本方針」といいます。）を策定しましたので公表させていただきます。

## 2. 利益相反のおそれのある取引の種類・特定のプロセス

### （1）対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社が行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

利益相反は、①当社とお客様との間、又は、②当社のお客様と他のお客様との間で生じる可能性があります。

「お客様」とは、当社が行う「金融商品関連業務」に関して、①既に当社と取引関係があるお客様、②当社と取引関係に入る可能性のあるお客様、又は、③過去に当社とお取引を行ったお客様のうち、現在も当社に対して法的な権限を有しているお客様をいいます。

「金融商品関連業務」とは、当社が行う金融商品取引業及び金融商品取引法第35条第1項に規定する金融商品取引業に付随する業務をいいます。

### （2）判断する事情

「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かを特定する上においては、以下の事情を検討いたしますが、これらに限りません。

- お客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合
- お客様の犠牲により、当社又は当社関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合
- お客様との取引の結果、お客様の利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の誘因がある場合
- お客様以外の者との取引に関して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになっている場合

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレピュテーション（確立した評価）に対する影響がないかどうか等の事情も総合的に考慮いたします。

### (3) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、現時点では、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。以下では、取引例とそれに対応する管理方法を記載いたします。

当社又は当社関係者の取引

- お客様に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他のお客様に当該有価証券の取引の推奨を行う場合

管理方法

- (i) お客様への事実の開示
- (ii) 他の取引と同一の条件で取引をすること
- (iii) その他の方法

- 有価証券に係るお客様の潜在的な取引事情を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合

管理方法

- (i) 部門間の情報の遮断
- (ii) 取引の中止
- (iii) お客様への開示
- (iv) その他の方法

- お客様から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合

管理方法

- (i) お客様への事実の開示
- (ii) 他の取引と同一の条件で取引をすること
- (iii) その他の方法

- 当社又は当社の関係者の従業員がお客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む）の供応を受ける場合

管理方法

- (i) 社内規程での禁止
- (ii) お客様への事実の開示
- (iii) その他の方法

### (4) 利益相反のおそれのある取引の特定とプロセス

当社では、利益相反のおそれのある取引の特定とその管理方法について、本社検査部がこれを統括いたします。

- ① 営業部門の役職員は、顧客との間の取引により取得した情報に照らして、上記（3）の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに、当該部門の内部管理責任者及び本社検査部に報告するものとします。
- ② 当該営業部門と顧客との間の利益相反が問題となる定型的な判断が可能である場合については、営業部門の役職員のみでの判断で、「利益相反のおそれのある取引」の「特定」及びその「管理方法」の選定ができる事とします。

この場合において、営業部門の役職員は当該部門の内部管理責任者及び本社検査部に報告するとともに、「特定」及びその「管理方法」の選定について指示があった場合にはこ

れに従うものとします。

- ③ 上記②の場合以外は、本社検査部において「利益相反のおそれのある取引」の「特定」及びその「管理方法」の選定をおこないます。

利益相反のおそれのある取引の管理に関して、営業部門と本社検査部の意見が対立するときは、検査部の判断が優先します。

### 3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

平成21年6月1日現在、当社の「親金融機関等」及び「子金融機関等」に該当する会社はありません。

### 4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反となる取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置がとられるとは限りません）。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当社が負う守秘義務に反しない場合に限り。）

### 5. 利益相反管理体制

#### (1) 利益相反管理統括部署及び利益相反管理統括者の設置

- ① 当社の利益相反管理は、営業各部門の内部管理責任者が行い、その統括部署は本社検査部とする。
- ② 利益相反管理統括者は検査部長とする。
- ③ 本社検査部は、利益相反のおそれある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する。また、当社とお客様との間の利益相反に関して、他の部門からも独立し、その業務について指示を受けないものとする。

#### (2) 利益相反管理統括部署の責務

本社検査部は、本方針に沿って、社内の利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報を集約し、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を行うとともに、その有効性について定期的な検証を行います。

利益相反のおそれのある取引の特定及びその管理のために行った措置については、その記録を作成の日から5年間これを保存いたします。

また、当社の役職員等が本方針に反する事のないよう研修を定期的実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底を行います。

#### (3) 内部管理統括責任者による点検

当社内部管理統括責任者は、本社検査部をはじめ、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証いたします。

6. 利益相反管理方針の公表

本利益相反管理方針は、店頭に備え付け縦覧に供するものとする。

以 上